



# 特定非営利活動法人 島根有機農業協会

## 品質方針

### 目的

島根有機農業協会は、「島根県、鳥取県、広島県、山口県、岡山県及び福岡県下一円の農業者、農産物加工業者、流通販売業者に対して、有機農業の認証並びに有機農業の拡大に関する事業を行い、地域農業の発展に寄与する事を目的」とする

### 基本理念

島根有機農業協会は、環境と生命に調和的かつ永続的な有機農業を促進し、地域農業の調和と発展に寄与する。自然と環境と人の本来のあり方を追求し、人々が有機的につながり、お互いを助け合う心豊かな社会の実現を目指す。

### 認証に関する業務の方針

- (1) 「認証業務の中立性、公正性、公平性、透明性を確保するための規定」に基づき、認証に関する業務を適正に行い、認証機関に課された責務を全うする。
- (2) 認証に関する業務を迅速に行う。
- (3) 認証に関する業務の信頼性確保のため、業務遂行に必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (4) 認証に関する業務の機密保持に責任を持ち、全ての情報について、機密保持に必要な管理を適切に行う。
- (5) 認証に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (6) 認証に関する業務に係る経費の節減に努める。
- (7) 有機食品等の社会的評価の向上に努める。
- (8) JAS 制度の適正な運営に寄与する。
- (9) 認証申請者及び認証事業者の社員又は認証事業者と密接な関係を有する役職員は、認証に関する業務の運営に実質的な影響を及ぼすことがないようにする。
- (10) 本会は、認証に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

### 法的地位及び責任

1. 本会は、定款の定めるところにより、JAS法に基づく登録認証機関として登録され認証に関する業務を行うものとする。
2. 本会は、登録認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての認証に係る業務に責任を負うものとする。

平成 30 年 8 月 6 日

農 林 水 産 省 登 録 認 証 機 関

特定非営利活動法人島根有機農業協会

理 事 長 松 本 公 一

